

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 1月30日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査中、「中間領域モニタ高高ノ機器動作不良」の誤信号による「原子炉自動スクラム（B系）」の警報発生が認められたため、対応検討	A s	1月26日公表済 (PDF65KB)

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉ウェル水張り時、ウェル底部の養生シート固定用器具（3本）の外れ及び養生シートの一部剥がれが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後）の定期事業者検査要領書において、弁開閉チェックリスト内の弁開閉状態に誤記（1箇所）が認められたため、当該部を訂正後、検査を再開	D	
3	1号機	原子炉停止後の主蒸気隔離弁漏えい率検査時、原子炉格納容器内側弁（203-1A）に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	循環水ポンプ（A・B・C）において、グランドリーク量の増加が認められたため、当該ポンプのグランド部を点検・調整	D	
5	2号機	起動操作において、発電機下部のシール材注入孔の閉止キャップの外れによる冷却用水素ガスのリークが認められたため、当該キャップを点検・修理	B	
6	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（06-43）端子箱のケーブル接続部において、シール材の剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	制御棒駆動水ポンプのサクシオンフィルタドレン弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	放射性廃棄物処理建屋床ドレンサンプポンプ（A-A）起動時、ポンプ（A-B）逆止弁の開固着の可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	5・6号機主排気筒サンプリング小屋入口扉の点検時、扉の腐食等が認められたため、当該扉を修理	D	
10	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（C）温度記録計の点検時、デジタル指示値に表示不良が認められたため、当該記録計を修理	D	
11	5号機	計算機室空調機の室外機用圧縮機の吐出圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
12	6号機	廃棄物処理系機器ドレン収集タンク（C）入口弁等（2台）の点検時、弁駆動部ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	廃棄物処理系機器ドレン収集タンクボトムノズル洗浄弁の点検時、弁駆動部スピードコントローラ2台（B・C）よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉冷却材浄化系逆洗水受タンクのベントフィルタ差圧計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	主発電機用励磁機固定子巻線温度記録計において、チャート送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	集中環境施設	補助ボイラ（C）排ガス分析計校正用標準ガス（SO2）ボンベにおいて、レギュレータより校正ガスのリークが認められたため、当該レギュレータを点検・修理	D	
17	その他	1・2号共用ボイラ使用前自主検査のための事前確認時、当該共用ボイラ起動用変圧器において、1次側中性点接地線の立ち上がり保護管に規定寸法外れが認められたため、対応検討	C	
18	その他	搬出物品確認申請時、申請用紙に「再使用品」と「構内保管品」とを区別せずに記載したまま申請手続きを進めたことが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで